

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの当社事業年度）（又は令和〇年）※1において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを
表明いたします。 } 状況に応じいずれかを選択※2
従業員と合意したことを表明いたします。

令和8年1月26日

株式会社ファノバ

（住所を記載）大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号

代表者氏名 代表取締役 平松 圭一

上記の内容について、我々従業員は、令和8年1月26日に、自社Webサイトで公表という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和8年1月26日

株式会社ファノバ

従業員代表

給与又は経理担当者

氏名 宮本 桂一郎

氏名 中山 誉史



注1) ※1 上記の「令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は令和〇年）」は、事業年度又は暦年のどちらか一方にて表明してください。

※2 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

注2) 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に(分任)支出負担行為担当官に提出してください。

ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、(分任)支出負担行為担当官への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

注3) 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に(分任)支出負担行

為担当官に提出してください。

注4) 注2) 又は注3) による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

注5) 注4) による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した(分任) 支出負担行為担当官により適宜の方法で通知するものとします。

注6) 前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加算措置を受けた上で契約を締結した場合における、前回と今回の賃上げ実施期間に重複がないよう留意してください。

なお、前回の賃上げ実施期間を表明時から後ろ倒した場合、前回の賃上げ実施期間と今回の表明期間が重複することは有り得ますが、その場合も前回と今回の賃上げ実施期間には重複がないように留意してください。